化学製品ＰＬ相談センター　　2009 年 7 月 10 日発行

アクティビティーノート〈第 149 号〉

Contents

2009 年 6 月度における受付相談事例を中心に記載しています。

1．相談業務
　1.1.　2009 年 6 月度 相談受付件数（P. 1）
　1.2.　受付相談事例および内容の紹介（P. 2～10）
2．ちょっと注目「民事裁判における訴訟費用、弁護士報酬等について」（P. 11）
3．入手資料の紹介（P. 12）
4．メディア情報から（P. 12）
5．夏休みおでかけ情報「『夢・化学－21』子ども化学実験ショー」（P. 13）
6．暮らしに役立つ法律の話「薬事法」（P. 14）

1．　相談業務

1．1．　相談受付件数

2009 年 6 月度 相談受付件数（ 5／23～6／19　実働：20 日）

	事故クレーム関連相談	品質クレーム関連相談	クレーム関連意見・報告等	一般相談等	意見・報告等	合計	構成比
消費者・消費者団体	5	0	0	5	0	10	36%
消費生活Ｃ・行政	2	0	0	3	0	5	19%
事業者・事業者団体	1	1	0	6	0	8	30%
メディア・その他	0	0	0	4	0	4	15%
合計	8	1	0	18	0	27	
構成比	30%	4%	0%	66%	0%		100%

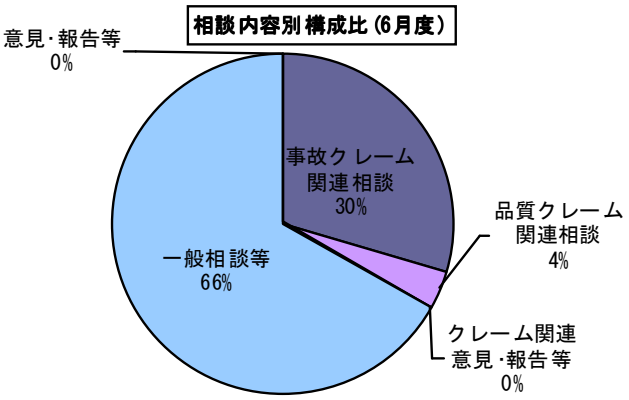

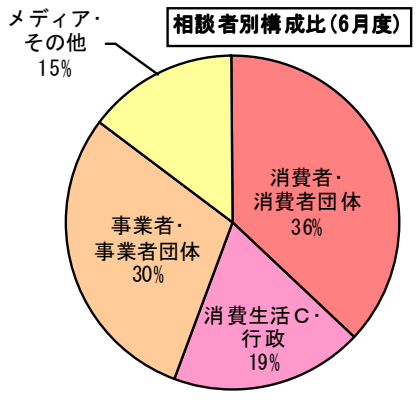

相談内容区分（改訂 2003 年 8 月）

事故クレーム関連相談	製品の欠陥や誤使用などによって人的・物的な拡大被害が発生したもの
品質クレーム関連相談	拡大被害を伴わない、製品そのものの品質や性能に対する苦情
クレーム関連意見・報告等	事故の報告や品質の苦情に関する意見・要望など、当センターからコメントを出さないもの
一般相談等	一般的な相談・問い合わせ等
意見・報告等	一般的な意見・報告・情報の提供を受けたもの

１．２．　受付相談事例および内容の紹介

―クレーム関連事案はすべて紹介しています。

◆ 事故クレーム関連相談－８件

1. **「家具店△△で購入した二段ベッドが、３週間前に届いた。これを組み立てて設置したところ臭いが強く、子供（幼児）が一晩寝た翌朝、喉の痛みをうったえた。臭いはベッドの底板から発生しているように感じたので、△△に申し出て、取りあえず同型品（展示品）の底板を借りて交換してみた。その結果、臭いは感じなくなったのだが、その夜に夫が寝てみたところ、やはり翌朝、喉の痛みをうったえた。それからはベッドを使用しておらず、喉の痛みは治まったので医者にはかかっていない。その後、△△から新しい底板が届いたが、それも臭いが強かったため受け取らなかった。しかし、ベッドのデザインなどは気に入っているので、何とかして使いたい。△△とどのように交渉すればよいか。また、家具の臭いに関する基準はあるか」という相談を受けている。そこで、ホルムアルデヒドの検査について、当センターから保健所に問い合わせたところ、「検査キットの在庫を切らしているため、すぐには提供できない。新しいものが入荷するまで待つように」と言われた。化学製品ＰＬ相談センターですぐに検査してもらえないか。また、家具の臭いやホルムアルデヒドに関する基準についても教えてほしい。〈消費生活Ｃ〉**

   ⇒当センターでは検査等は行っておりません。おおよその値であれば、ホルムアルデヒドについては市販の検査キット等を使って自分で調べることもできます（ただし厳密な測定でないと、公式な測定結果としては認められない可能性もあります）。また、住宅に関する相談機関である住宅紛争処理支援センターのホームページに、「室内化学物質の分析機関一覧」（http://www.chord.or.jp/information/6_4_7.html）が掲載されています。しかし、ホルムアルデヒド以外の化学物質が原因となっている可能性も考えられるため、まずはベッドに使用されている成分を踏まえた臭いや喉の症状の原因となる可能性について△△に問い合わせ、対策について相談してみるとよいでしょう。なお、家具の臭いやホルムアルデヒドについて規制する法律は特にありませんが、日本農林規格（JAS）や日本工業規格（JIS）で、合板・塗料・接着剤などのホルムアルデヒドの放散量についての規格が定められており、放散量が少ない順に“Ｆ☆☆☆☆”“Ｆ☆☆☆”・・・などと表示される場合があります。また、（社）日本家具工業連合会（http://www.zkr.or.jp/）でも、合板・繊維板・パーティクルボード・接着剤には“Ｆ☆☆☆☆”または“Ｆ☆☆☆”のものを、また塗料を使用する場合はホルムアルデヒドを含まない塗料を使用している家具に、「室内環境配慮マーク」を表示しています。しかし、これらの表示は、家具全体の化学物質の放散量を示すものではありません。また、臭いの感じ方や化学物質に対する感受性には個人差があり、人によっては微量の物質に過敏に反応してしまうこともあるほか、

ホルムアルデヒド以外の化学物質が原因となる場合もあるため、“Ｆ☆☆☆☆”や「室内環境配慮マーク」が表示されているからといって、絶対に安全であるとは限りません。

2. **１ヵ月半くらい前から、夫婦ともに咳が出るようになった。内科を受診したところ、「風邪ではない」と言われ、耳鼻咽喉科を受診するよう勧められた。耳鼻咽喉科では「喉が赤くなっている」と言われたが、原因は分からなかった。咳が出るようになる少し前から△△社の芳香消臭剤（電気式）〇〇を玄関で使い始めたことを、２週間くらい前に思い出し、〇〇の使用を止めたところ、二人とも回復してきた。〇〇によって他の人に同様の被害が発生していないかどうか、また、これ以上被害者を出さないようにするにはどうすればよいかを消費生活センターに相談したところ、化学製品ＰＬ相談センターを紹介された。なお、△△社に対して治療費等を要求するつもりはない。〈消費者〉**

⇒芳香消臭剤の使用後に体調を悪くしたとうったえる相談は当センターに寄せられていますが、必ずしも因果関係は定かでなく、製品名は公開しておりません。消費者被害の拡大防止のために、メーカーとしての対策を期待するのであればやはり△△社に、また行政としての対策が必要とお考えであれば消費生活センター、独立行政法人 製品評価技術基盤機構等に報告するのがよいでしょう。ただし、化学物質に対する感受性には個人差もあるため、製品には問題がなくても、使用する人の体質などによって合わない場合もあります。また、メーカー等に報告するにあたっては、〇〇と症状との因果関係をより明確にしておく方がよいため、耳鼻咽喉科の担当医に芳香消臭剤を使用したことを伝えて、見解を尋ねてみるとよいでしょう。

3. **先日、家族全員の寝具（カバー類）やパジャマなどをまとめて新しくした際、「抗菌加工」や「防ダニ加工」と表示されていないものを選び、使用前に３回洗濯した。使用後、他の家族は特に体に異常はないが、自分はもともと薬物に対するアレルギーがあるためか、頭皮に湿疹が出たほか、めまい・食欲不振等の症状が現れた。かかりつけの医師にその話をしたところ、「新しい寝具などの影響かもしれない」と言われた。そこで、それぞれのメーカーに問い合わせたところ、複数のメーカーから「製品の品質を維持するために、素材の段階で抗菌加工や防ダニ加工が施されているが、基準値以下なので表示していない」と回答された。これらの抗菌加工や防ダニ加工に、どのような薬品が使用され、人体にどのような影響を及ぼすのかについて、消費生活センターに問い合わせたところ、化学製品ＰＬ相談センターを紹介された。〈消費者〉**

⇒抗菌加工や防ダニ加工の方法は、各製品によって異なるものと思われます。「有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律」では、対象となる繊維製品（寝具、寝衣など）について、防虫加工剤のＤＴＴＢ等に関する含有基準値を定めています。しかし、「基準」には、法律に基づく基準のほかに、公的機関による規格、業界やメーカーによる自

主基準などもあり、各メーカーの言う「基準値」が何を指しているのか、今のお話だけでは分かりかねます。各製品に使用されている加工剤の種類を踏まえた安全性等について、それぞれのメーカーから合理的な説明を受けてください。なお、化学物質に対する感受性には個人差もあります。

4. **「１ヵ月くらい前に顔に湿疹が出て、皮膚科でアレルギー性皮膚炎と診断された。処方されたステロイド外用剤を使用したところ治ってきたが、１週間くらい前に目の周りが赤くなって、かゆみが生じた。３年くらい前から、メイク落としシートの代わりに△△社の赤ちゃん用おしり拭き〇〇を使用しているので、それが原因ではないかと思い、〇〇の使用を止めたところ、症状が治まった。△△社に対して補償を求める気はないが、そのようなものが乳児用として販売されていて問題がないのか心配になり、△△社に問い合わせたところ、『厚生労働省の認可を得ているので問題はないはずだ』と言われた。本当に問題ないのか」という相談を受けている。当センターとしては、〇〇そのものの安全性よりも、おしり拭きをメイク落としに使用することの方に問題があるのではないかと思うが、どうか。〈消費生活Ｃ〉**

⇒確かに、メーカーの意図しない用途･用法での使用は、一般的には安全であるとの保証はありません。しかし、今のお話だけでは、「厚生労働省の認可を得ているので問題はないはずだ」との△△社の発言が、おしり拭きとして問題がないという意味か、メイク落としとして使用しても問題がないという意味かが分かりません。確かなことは△△社にお問い合わせください。なお、製品の品質に問題がなくても、使用する人の体質などによって合わない場合もあります。また、３年前から〇〇を使用しているということから、１ヵ月前に発症したアレルギー性皮膚炎の原因は他にあるという可能性も考えられるほか、それが完治しないうちに患部に化粧品や〇〇を使用したことがよくなかったという可能性も考えられます。アレルギー性皮膚炎の原因、治療中の化粧の適否等については、担当医の見解を確認するよう、相談者にお伝えください。

5. **包装資材の卸売業者で発注を担当している。当社では、かねてより食品加工会社△△にポリエチレン製の袋(240×330㎜)を卸しているが、先日、△△社から、「酢酸(100%)を入れたところ、フィルム(厚さ20μ)の融着箇所が破れて中の酢酸が従業員の足にかかり、“化学やけど”を負った。今まではそのようなことはなかった」として、治療費と休業補償を要求された。半年くらい前に、この袋のメーカーを替えた際、営業担当者から△△社にどのように説明したかは確認していないが、製造物責任(ＰＬ)法上はどのように考えられるか。〈事業者〉**

⇒ＰＬ法は、製造物の欠陥によって生命、身体または財産に係る被害が生じた場合における製造業者等の損害賠償責任について定めている法律で、ここでいう「製造業者等」には、

単なる販売業者は原則として含まれません。しかし、ＰＬ法の対象とならない場合でも、民法に基づく瑕疵担保責任、債務不履行責任等の要件が満たされていれば、それぞれの責任に基づく損害賠償を請求される可能性はあります。貴社と△△社、袋のメーカーそれぞれとの間で交わされた購入仕様書等、契約にまつわる事実関係を踏まえて、一度弁護士等の法律の専門家に相談してみてはいかがですか。

6. **洗口液のキャップの内側に鋭利な箇所があるため、用法通りにキャップを使用して口に含むと唇を傷つける。危険だと思いメーカーに申し出たが、何も対応してくれないので、化学製品ＰＬ相談センターから指導等を行ってほしい。〈消費者〉**

⇒当センターは事業者に対して指導等ができる立場にはありませんので、できれば現物を持参の上で、最寄りの経済産業局消費者相談室または消費生活センターに報告してください。

7. **７年前に購入して台所に置いてあったエアゾール式簡易消火具○○が、１ヵ月半くらい前に破裂して、内容液が周囲に飛散した。また、その破裂音によって、隣室にいた夫が耳に障害を受け、医師から難聴と診断されて１週間入院し、現在も通院治療を続けている。○○のメーカーに申し出たところ、「2005年10月までに品質保証期間が過ぎた当該製品の一部に、製造工程上の不具合が原因で設置環境によっては缶内面に腐食が起こり、液漏れや亀裂･破裂の可能性がある事が判明し、自主回収を行っている」とのことであった。今後、補償交渉を進めるにあたって、同様の被害に関する相談が寄せられていれば参考までに知りたいと思い、消費生活センターに相談したところ、防災製品ＰＬセンターおよび化学製品ＰＬ相談センターを紹介された。〈消費者〉**

⇒当センターに、「車のダッシュボードに置いていたエアゾール式簡易消火具が破裂してフロントガラスなどが破損した」という相談が寄せられたことはありますが、今回の事例とは保管状況等が異なる（エアゾール製品の多くは可燃性の溶剤や高圧ガスを使用しているため、直射日光のあたる場所や炎天下の自動車内などのような高温の場所に置いた場合、高圧ガスが容器内で膨張して破裂する可能性があります）ため、必ずしも有力な交渉材料とはならないでしょう。

8. **２週間くらい前から、毎日ではないが、△△社の液体式電気蚊取り○○をアップライトピアノの椅子の上に置いて使用していた。５日前に、ピアノの鍵盤蓋と棚板との間の塗装が、幅約２cm、高さ約10cmくらいにわたりベトベトになっていることに気付いた。○○とピアノとの間の距離は10cmくらいだが、○○には「塗装がはげる可能性がある」等の表示はなかった。△△社にピアノの修復を要求できるかを消費生活センターに問い合わせたところ、化学製品ＰＬ相談センターを紹介された。〈消費者〉**

⇒今のお話だけでは、実際に塗装がはげてしまっているのか、そうであればそれは○○によるものなのか、○○の表示全体の内容や表現がどうなっているのか等の事実関係が分

かりかねますが、○○に製造･設計上の欠陥が認められたり、注意表示が不十分であったりした場合には、△△社の製造物責任を問うこともできるでしょう。まずは△△社に使用時の状況、被害の内容等を申し出て、要求を伝えてみてください。

品質クレーム関連相談－１件

1. **当店(ホームセンター)で△△社のシャンプー○○を購入したお客様から、「同じものを美容院で買ったことがあるが、それと比べて沈殿物が多いようだ。安全上の問題はないのか」といって、第三者機関で検査するよう要求されている。△△社にはまだ連絡しておらず、消費生活センターに相談したところ、化学製品ＰＬ相談センターを紹介された。検査してもらえるか。〈事業者〉**

⇒当センターでは検査等は行っておりません。独立行政法人 製品評価技術基盤機構のホームページに、「原因究明機関ネットワーク」に登録されている検査機関の一覧(http://www.nite.go.jp/jiko/network/)が、また独立行政法人 国民生活センターのホームページに、商品テストを実施する機関のリスト(http://www.kokusen.go.jp/test_list/)が掲載されています(ただし、検査費用は依頼者の負担となります)が、まずは△△社に事情を確認してみてはいかがですか。

一般相談等

- **「子供が精神的に不安定なため、小児科医に診せたところ、『クロルピリホスの影響ではないか』と言われた。クロルピリホスとは何に使われるものなのか」という相談を受けている。〈消費生活Ｃ〉**

⇒今のお話だけでは、「クロルピリホスの影響ではないか」と医師が考えるにいたった詳細な事実関係が分かりかねますが、クロルピリホスはおもに農薬･殺虫剤として使用される化学物質です。

- **「以前、建築廃材に含まれた石膏ボードが雨水と化学反応を起こし、高濃度の硫化水素が発生した事故について報道されていた。自宅に使用されている石膏ボードからも、硫化水素が発生するのではないだろうか」という問い合わせを受けている。〈消費生活Ｃ〉**

⇒(社)石膏ボード工業会のホームページに掲載されている、「硫化水素発生問題について」(http://www.gypsumboard-a.or.jp/toyokoinn.pdf)によると、通常の石膏ボードの使用条件では、水と反応して硫化水素を発生させることはないとのことです。

- **学校のテニスコートに、防塵用の塩化カルシウムをまくことを検討しているが、「塩化カルシウムをまいたテニスコートの土が目に入り、角膜に炎症を起こした」という事故が他校で起きたと聞いた。塩化カルシウムの目に対する影響について教えてほしい。〈その他**

（中学教諭）〉

⇒塩化カルシウムそのものは、目や皮膚に対する刺激性があり、取扱いに際しては保護メガネ･保護手袋等の保護具が必要です。しかし、製品に表示されている散布量、散布要領などを守って適正に使用すれば、散布した路面から塩化カルシウムが飛散することは考えにくいでしょう。詳しくは各製品のメーカーまたは日本ソーダ工業会（http://www.jsia.gr.jp/）にお問い合わせください。

◆ **当社の従業員食堂で何年も前から使用している食器が、メラミン樹脂製ではないかと思う。食品への混入で問題とされているメラミンのことであれば、安全性に問題はないのか。また、この食器を電子レンジで使用しても大丈夫か。〈その他（宿泊施設）〉**

⇒メラミン樹脂は、メラミンとホルムアルデヒドとを反応させてつくられるプラスチックで、メラミンとは別の物質です（メラミン樹脂に関する一般的な情報については、合成樹脂工業協会（http://www.jtpia.jp/）にお問い合わせください）。一般に、プラスチック製の食品用器具等は、食品衛生法に基づく規格基準によって、材質試験と溶出試験の両面から規制されています。しかし当センターは特定の製品の安全性等についてお答えできる立場にはありませんので、確かなことは、メーカーが分かればメーカーにお問い合わせください。なお、プラスチック製の食器を電子レンジで使用する際には、耐熱温度が140℃以上のものを使用してください（ただし、油を多く含む食品の場合は、加熱されるとさらに高温になるため、プラスチック以外のものを使用するのがよいでしょう）。プラスチックの耐熱温度を超えると、プラスチックが融けて、中の成分が溶け出す可能性があります。一般にメラミン樹脂の耐熱温度は110～130℃ですが、プラスチック製の皿等は、家庭用品品質表示法に基づき、原料樹脂、耐熱温度、取扱い上の注意、さらに平成９年から製造業者等の名称および住所または電話番号を表示することが義務づけられています（本体とは別に表示してある場合もあります）ので、確かなことは表示をご確認ください。

◆ **駅構内に一定期間出店しているワゴン販売で「万能クリーナー」を購入した。いろいろな汚れがたいへんよく落ちるが、成分、用途、使用方法、使用上の注意、メーカー等が何も表示されていないので、安全性に問題がないのか不安だ。〈消費者〉**

⇒当センターは、特定の製品の安全性等についてお答えできる立場にはありません。なお、合成洗剤、洗浄剤（住宅用または家具用）等は、家庭用品品質表示法によって、品名（“○○用洗浄剤”など）、成分、液性（“アルカリ性”、“弱アルカリ性”など）、用途、正味量、使用量の目安、使用上の注意、製造業者等の名称および住所または電話番号などを、消費者の見やすい場所に分かりやすく表示することが義務づけられています。したがって、それらが適切に表示されていない場合には、同法に違反している

疑いがあります(詳しくは、同法を所管する経済産業省にお問い合わせください)。

- **ガラス、繊維製品、化粧品など、紫外線防止効果をうたっている製品がいろいろあるが、それぞれ本当に効果があるのか。〈消費者〉**

  ⇒当センターは、特定の製品の効果・性能等についてお答えできる立場にはありません。各製品がうたっている効果・性能については、その裏づけとなる合理的な根拠を各メーカーにお問い合わせください。(なお、紫外線防止用化粧品の効果については、日本化粧品工業連合会によって、測定方法と表示方法に関する自主基準が設けられています(参考:日本化粧品工業連合会「『日やけ止め化粧品』の選び方」http://www.jcia.org/consumer/spf_main.htm)。)

- **ファンデーションやマスカラなどの化粧品を長期間にわたり継続して使用した場合、肌に何か悪い影響を及ぼすことはないか。〈消費者〉**

  ⇒化粧品一般の情報については日本化粧品工業連合会(http://www.jcia.org/)に、また個別の製品に関する情報については各メーカーにお問い合わせください。

- **「家族(高齢者)が電話勧誘販売で購入した化粧品(化粧水・乳液・石けん等)に、使用期限が表示されていない。問題はないのか」という問い合わせを受けている。化粧品には使用期限の表示が義務づけられていないのか。〈消費生活C〉**

  ⇒医薬品や化粧品などの取扱い等について定めている薬事法では、適切な保存条件下で3年以内に変質するものについてのみ使用期限の表示を義務づけています。詳しくは、同法を所管する厚生労働省にお問い合わせください。

- **農薬が人体や環境に及ぼす影響が心配である。なるべく使用しないよう、法律でより厳しく規制すべきではないのか。〈消費者〉**

  ⇒当センターは法律の制定・改正等について直接関与できる立場にはありませんので、農林水産省等の関係省庁にご相談ください。

- **3ヵ月くらい前に、自宅マンションの一室の敷き込みカーペット(材質:合成繊維)の壁際に黒カビのようなシミが生じていることに気付いた。洗剤などで拭くといったんは除去できるが、しばらくするとまた同じようにシミが生じる。そういえば、10ヵ月くらい前に、隣近所で一斉にゴキブリ駆除をしようという話になり、殺虫剤(エアゾール製品)1本を各部屋の壁際に散布したが、それが原因だろうか。〈消費者〉**

  ⇒お話だけでは、お部屋の環境(他の部屋との違い)、殺虫剤を使用したときの状況などの詳細が不明であり、当センターではカーペットのシミの原因については分かりかねます。マンションの管理会社に相談してみてはいかがですか。

- **個人事業主である。製造物責任(PL)法に基づき製造業者等に損害賠償を請求したいと思っても、そのために弁護士に相談すると相談料がかかる。無料の法律相談はあるが具体的**

なアドバイスは得られない。弁護士報酬や訴訟費用の負担については、ＰＬ法でどのように定められているのか。〈事業者〉

⇒ＰＬ法は、製造物の欠陥(製造上、設計上、指示･警告上)によって生命、身体または財産に係る被害が生じた場合における製造業者等の損害賠償責任について定めた民事上の法律であって、訴訟費用等の負担については言及されていません。訴訟費用については、民事訴訟法によって、最終的には敗訴者が負担することが原則とされています。ただし、弁護士報酬はこれに含まれません。(なお、60万円以下の金銭の支払いを求める訴えについては、その額に見合った少ない費用と時間で紛争を解決する少額訴訟制度(http://www.courts.go.jp/saiban/syurui/minzi/minzi_04_02_02.html)が、民事訴訟法に基づき設けられています。また、日本司法支援センター(法テラス)では、総合法律支援法に基づく民事法律扶助業務の一環として、訴訟費用や弁護士･司法書士報酬などを支払う余裕がない人に対して、一定の要件を満たす場合に費用を立て替える制度を設けています(http://www.houterasu.or.jp/service/hiyoutatekae/)。)

※ ちょっと注目「民事裁判における訴訟費用、弁護士報酬等について」(P.11)もご覧ください。

- **当社が製造したカーシート用クリーナー(エアゾール製品)を使用した消費者から、喉の炎症(咳･痰など)を起こしたとして補償を要求され、係争中である。参考までに同様の事例があれば、どのように決着したのか教えてほしい。〈事業者〉**

  ⇒各種の洗浄剤、エアゾール製品等の使用後に体調を悪くしたとうったえる相談が当センターに寄せられていますが、必ずしも因果関係は定かではなく、最終決着内容は把握しておりません。

- **殺菌効果のあるハンドソープを開発･販売するにあたり、名称として「殺菌洗浄剤」と表示することに、何か法的な制約はあるか。〈事業者〉**

  ⇒殺菌効果をうたうハンドソープは、薬事法上の「医薬部外品」に分類され、製造･販売にあたっては、同法に基づく許可、および品目ごとの承認等が必要です。申請手続きは、製造販売業者等が所在する都道府県で取り扱われますので、詳しくは都道府県の薬務担当の課にお問い合わせください。

- **化学薬品を販売するにあたり、企業として何をどう気をつけたらよいかなどについて指摘してほしい。〈事業者〉**

  ⇒当センターでは特定の企業･商品に関するコンサルタント業務は行っておりませんので、コンサルタント会社、損害保険会社等にご相談ください。

- **おもにバイク用品を製造している事業者である。新たに自転車用ケミカル品を取扱うにあたり、取扱説明書や製品表示について検討している。オートケミカル製品については日本**

オートケミカル工業会(http://www.jade.dti.ne.jp/j-chemi/)の自主基準を参考にしているが、自転車用のケミカル品について同様の自主基準はあるか。自転車関係団体などにも問い合わせているが、何か情報を知っていたら教えてほしい。〈事業者〉

⇒当センターでは関連する情報を把握しておりません。

- **食品添加物の製造･販売業者である。取引先から調合を依頼された食品添加物製剤の原料として使用する食品添加物の調達先を紹介してほしい。〈事業者〉**

  ⇒当センターでは特定の事業者の紹介は行っておりません。食品添加物を製造･輸入･販売･使用する企業および団体によって組織されている、日本食品添加物協会(http://www.jafa.gr.jp/)に問い合わせてみてください。

- **塗料による事故の事例で、火災に関するものについて情報があれば教えてほしい。〈その他(消防署)〉**

  ⇒塗料に関する相談を受け付けている(社)日本塗料工業会 塗料ＰＬ相談室にお問い合わせください。

- **「雨上がりの日にかぎって、自宅前の通路に直径１cmくらいの透明の粒が、例えば今朝は５個、先週は約30個という具合で落ちている。一晩で融けてなくなるが、雹などではないらしい。何だか分からず気持ちが悪いので調べてほしい」という住民からの相談が、保健所からまわってきた。軽犯罪に該当するようなこととは考えにくいのだが、その粒が何であるか見当がつくか。分析するとしたら、どのようなところに頼めるのか。〈その他(警察署)〉**

  ⇒お話だけではその粒が何であるか見当もつきません。分析してみれば分かる可能性もあるでしょう。分析機関については、独立行政法人 製品評価技術基盤機構のホームページに、「原因究明機関ネットワーク」に登録されている検査機関の一覧(http://www.nite.go.jp/jiko/network/)が、また独立行政法人 国民生活センターのホームページに、商品テストを実施する機関のリスト(http://www.kokusen.go.jp/test_list/)が掲載されています(ただし、検査費用は依頼者の負担となります)。しかし、どのような成分が含まれているかが分からず、対象物質が特定できないまま漠然と分析するのは困難とも思われるため、まずは相談者の近隣住民に思い当たることがないか尋ねてみるとともに、必要であれば組織内の科学担当部門の見解も確認してみてはいかがですか。

★アクティビティーノートに関するご意見･ご感想をお待ちしております。

化学製品ＰＬ相談センター
〒１０４－００３３　東京都中央区新川１－４－１ 住友六甲ビル
ＴＥＬ：０３－３２９７－２６０２　ＦＡＸ：０３－３２９７－２６０４
ＵＲＬ：http://www.nikkakyo.org/plcenter/

２．　ちょっと注目

―毎月の相談事例からテーマを選んで調べてみました。

民事裁判における訴訟費用、弁護士報酬等について

「**製造物責任（ＰＬ）法**に基づき製造業者等に損害賠償を請求したい場合における、訴訟費用や弁護士報酬等の負担については、**ＰＬ法**でどのように定められているのか」という問い合わせが、当センターに寄せられました。

ＰＬ法は、製造物の欠陥(製造上、設計上、指示･警告上)によって生命、身体または財産に係る被害が生じた場合における製造業者等の損害賠償責任について定めた民事上の法律であって、訴訟費用等の負担については言及されていません。

民事裁判を起こすには、まず、どんな判決を求めるのか(請求の趣旨)ということと、それを裏付ける事実(請求の原因)を記載した「訴状」を、裁判所に提出します。その際、**民事訴訟費用等に関する法律**によって定められた手数料を納付し、書類の送達等にかかる実費を予納することが求められます。その他、証人等に対する日当･旅費等の費用も必要です。これらの訴訟費用については、**民事訴訟法**によって、最終的には敗訴者が負担することが原則とされていますが、一時的には訴えを提起する側が立替えることになります。また、訴訟手続は一般に本人自身でもできますが、弁護士･司法書士などの訴訟代理人を立てる場合には、着手金、報酬料等の費用が訴訟費用とは別にかかります。

請求額が 60 万円以下の訴えについては、その額に見合った少ない費用と時間で紛争を解決する「少額訴訟制度」が、**民事訴訟法**によって設けられています。原則として１回の審理で終了し、直ちに判決が言い渡されます。(ただし、最初の期日までに自分の全ての言い分と証拠を裁判所に提出する必要があり、証拠書類等は審理の日にその場ですぐに調べられるものに限られます。判決に不服がある場合は、判決をした簡易裁判所に異議を申し立てることができますが、地方裁判所に控訴することはできません。)

一方、訴訟に要するさまざまな費用を支払う余裕がないため裁判を受けられないということがないよう、日本司法支援センター(法テラス)(http://www.houterasu.or.jp/)では、**総合法律支援法**に基づく民事法律扶助業務を行っています。収入等が一定額以下であることなどの条件を満たす場合に、弁護士等による無料法律相談を受けられるほか、相談の結果、必要な場合には、法テラスの審査を経た上で、弁護士･司法書士費用の立替えを無利息で受けることができます。立て替えられた費用は、原則として月額5,000 円～10,000 円ずつ償還することになります。

さらに、法テラスでは、法的トラブルの解決に役立つ法制度や相談窓口に関する情報提供も行っています。各種法制度に関する質問やそれぞれの相談に適した窓口がわからない場合には、法テラスにお問い合わせください。

日本司法支援センター 法テラス
法テラスは国が設立した公的な法人です

【電話番号】
0570-078374（おなやみなし）（通話料は固定電話であれば全国一律３分8.5円(税別)）
＊ PHS･IP 電話からは、03-6745-5600 におかけください。

【受付時間】
平日 9:00～21:00　土曜日 9:00～17:00

３．　入手資料の紹介

―2009年6月度に化学製品ＰＬ相談センターで入手したおもな資料をご紹介します。
あわせて、資料のなかで化学製品に関連すると思われる記事についても紹介しています。

1. 独立行政法人 国民生活センター『月刊国民生活』№15、JULY.2009
2. 独立行政法人 国民生活センター「今月の原因究明テスト実施状況('09年4月分)」2009年6月5日
3. 医薬品ＰＬセンター『平成20年度年次報告書』
4. ガス石油機器ＰＬセンター『ＩＮＦＯＲＭＡＴＩＯＮ』2009.5
5. 家電製品ＰＬセンター『インフォメーション(2009年5月度)』
6. 家電製品ＰＬセンター『平成20年度家電製品ＰＬセンター年次報告書』平成21年6月
7. 日本化粧品工業連合会 ＰＬ相談室「ＰＬ相談室受付概要(平成20年6月～平成21年5月)」
8. (社)日本舟艇工業会 プレジャーボート製品相談室「活動状況報告書」№12
9. (財)自動車製造物責任相談センター『2008年度 活動状況報告』平成21年6月
10. (財)住宅リフォーム・紛争処理支援センター『住宅相談と紛争処理の状況2009』2009年6月
11. (社)消費者関連専門家会議『ＦＯＲＵＭ』№201、'09.6
12. 日本石鹸洗剤工業会『ＣＬＥＡＮ　ＡＧＥ』№218、2009年夏号
    洗剤メモシート⑤ 主な成分とその性能向上に

４．　メディア情報から

―新聞(首都版)などで報道されている、化学物質・化学製品、消費者問題等に関する記事を紹介するコーナーです。
(記事の存在のみご紹介しています。記事そのものの提供は著作権法により禁じられていますので、内容の詳細は各紙面でご確認ください)

＊ 消費者庁が今秋にも発足 (5/29 日経・朝日、5/31 毎日・朝日・産経、6/5 毎日・読売・朝日)

＊ 改正特定商取引法の年内施行を控え、経済産業省が通信販売の返品に関する表示方法の指針を策定 (6/13 日経)

＊ 改正特定商取引法(特商法)と改正割賦販売法(割販法)が12月1日から施行 (6/16 日経)

＊ 製品事故情報の報告・公表制度開始から約2年間に経済産業省に報告された重大事故のうち、332件はメーカーがリコール(回収や無償改修)中の家庭用製品によるもの (5/27 日経・朝日)

＊ 2008年度に経済産業省に報告された重大製品事故は1412件で、そのうち約２割が死亡・重傷事故 (6/4 毎日)

＊ 腕時計のバンドによる接触皮膚炎・・・その多くは金属アレルギー (6/16 産経)

＊ “シックハウス症候群”対策として化学物質への敏感度を自己判定できる簡易テストを厚生労働省研究班が開発 (5/27 毎日)

＊ “化学物質過敏症”の治療に健康保険の適用へ (6/12 日経・毎日)

夏休み お出かけ情報

★「夢･化学-21」夏休み子ども化学実験ショー ★

日時：平成21年8月1日(土)～2日(日)　10時～18時

会場：日本科学未来館１階･７階（東京都江東区青海2-41　TEL.03-3570-9151(代)）
新交通ゆりかもめ　「船の科学館駅」下車徒歩約５分、「テレコムセンター駅」下車徒歩約４分
東京臨海高速鉄道りんかい線　「東京テレポート駅」下車徒歩約１５分

入場:本イベントの参加は無料。（ただし日本科学未来館の常設展･特別展の見学には入館料が必要です。）

主催：「夢･化学-21」委員会

後援：文部科学省、経済産業省

内容：１．オリジナルスタンプ作りにチャレンジ！―光でかたまるプラスチックのふしぎ―
〈旭化成グループ〉

２．芳香剤を作ってみよう！〈(株)クラレ〉

３．発泡プラスチックの不思議―「自分だけの表札」を作ってみよう！―
〈ザ･ダウ･ケミカル･カンパニー／ダウ加工(株)〉

４．ハンドソープを作ろう！〈デュポン(株)（協力:岩瀬コスファー(株)）〉

５．空気とあそぼう〈ジャパン･エア･ガシズ〉

６．粉マジックを体験しよう！（※ 当日予約制）〈エポニック グループ〉

７．光のふしぎを体験しよう！（※ 当日予約制）〈三菱レイヨン(株)〉

８．光るバッヂを作ろう！（※ 当日予約制）〈住友化学(株)〉

９．オリジナルコースターを作ろう（※ 当日予約制）〈東ソー(株)〉

１０．でんち郎先生の実験教室！―フルーツ電池と太陽電池―（※ 当日予約制）〈三菱化学(株)〉

１１．高性能プラスチックでオリジナルしおりを作ろう（※ 当日予約制）〈宇部興産(株)〉

１２．エコ･はがきをつくろう！（※ 当日予約制）〈三井化学(株)〉

１４．なぜナニ化学クイズショー(※ 回答者のみ予約制、見学は自由参加)
〈(社)日本化学会クイズショータスクグループ〉

お問い合わせ先：(社)日本化学工業協会内「夢･化学―21」委員会（TEL.03-3297-2555）

☆ 詳しくは http://www.kagaku21.net/yume21/p5/p5.htm をご参照ください。

暮らしに役立つ法律の話

日常生活において知っていると何かと役立つ法律等について紹介します。

第４回　薬事法

薬事法は、「医薬品」、「医薬部外品」、「化粧品」等の、品質、有効性および安全性の確保のために必要な規制等について定めている法律です。「医薬品」は、医師の処方する薬、薬剤師または登録販売者[1]が配置されている店舗等で販売される薬などで、そのリスクの程度に応じた専門家によるアドバイス（情報提供・相談対応）にもとづき購入・使用されるものですから、ここでは、「医薬品」に比べて人体に対する作用が緩和で、医薬品販売業の許可を受けていない一般小売店でも販売できる「医薬部外品」、および「化粧品」に関する規制の内容を中心に紹介します。

薬事法上の「化粧品」には、文字通りのメークアップ用化粧品、基礎化粧品のほか、化粧石けん、ボディソープ、シャンプー、リンス、歯みがき、入浴料（浴用化粧品）なども含まれます。ただし、「化粧品」に類似した商品でも、例えば、メラニン色素の生成を抑えることにより日焼けによるしみ・そばかすを防ぐ効果などがある薬用化粧品、殺菌消毒効果などのある薬用石けん、フケとりシャンプー等の薬用シャンプー、歯周炎などを予防する薬用歯みがき、温浴効果などのある入浴剤（浴用剤）などのような、特定の目的に対して効能・効果が認められた成分が一定の濃度で配合されているものの場合には、「医薬部外品」に分類されます。

「化粧品」および「医薬部外品」を製造・輸入する際には、**薬事法**に基づく許可が必要で、「医薬部外品」については、さらに製品ごとの製造販売承認も必要です。このように**薬事法**で安全性の確保が図られていても、使用する人の体質や体調などによっては、皮膚トラブル等が生じることもあります。「化粧品」等の使用中にかゆみ、腫れ、刺激などの異常を感じた場合はすぐに使用を中止して、早めに医師にご相談ください。アレルギー性の場合、人によって抗原（アレルギーの原因となる物質）が異なるため、パッチテスト（皮膚アレルギー試験）を受けるなどして抗原を特定し、その後は、その物質が配合されていない製品を選んで使用するようにしましょう。

薬事法では、「化粧品」については原則として全ての配合成分を表示することを義務づけています。「医薬部外品」の場合は表示義務があるのは「表示指定成分」のみですが、日本化粧品工業連合会（http://www.jcia.org/）などの関連業界では、医薬部外品についても自主的に全成分表示の取組みを進めています。

消費者にとって、「化粧品」か「医薬部外品」かが一見しただけでは区別しにくい場合もありますが、「医薬部外品」は容器または被包（包装材料）に“医薬部外品”と表示するように義務づけられています[2]ので、商品選択の目安にするとよいでしょう。

注[1]　都道府県知事の行う資質確認のための試験に合格し、登録を受けた専門家をいいます。

[2]　「化粧品」に“化粧品”と表示することは義務づけられていません。

★ 詳しくは・・・

東京都福祉保健局「化粧品を知って使おう」　http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/anzen/cosme/

※　次号の『アクティビティーノート』は、８月１０日頃に発行の予定です。お楽しみに。